

議事日程(第8号)

平成28年3月23日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第11号 鹿足郡事務組合規約の変更について
- 日程第2 議案第12号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第3 議案第13号 吉賀町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第4 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第15号 吉賀町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第6 議案第16号 吉賀町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 日程第7 議案第17号 吉賀町農地環境整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第8 議案第18号 吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第19号 吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第20号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第21号 吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第22号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第25号 吉賀町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第27号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第28号 吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第29号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第30号 吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第31号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第32号 吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第20 議案第33号 吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第34号 吉賀町一時保育事業実施条例を廃止する条例について
- 日程第22 議案第35号 吉賀町歯科診療所条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第45号 吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第36号 平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第25 議案第37号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第38号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第39号 平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第40号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第29 議案第41号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第42号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第43号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第32 議案第44号 平成28年度吉賀町一般会計予算
- 日程第33 発議第1号 消費税10%への増税中止を求める意見書（案）
- 日程第34 発議第2号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）
- 日程第35 陳情第2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情
- 日程第36 閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 発委第1号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書（案）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第11号 鹿足郡事務組合規約の変更について
- 日程第2 議案第12号 吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第3 議案第13号 吉賀町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第4 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第15号 吉賀町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第6 議案第16号 吉賀町行政不服審査関係手数料条例の制定について

- 日程第7 議案第17号 吉賀町農地環境整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第8 議案第18号 吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第19号 吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第20号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第21号 吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第22号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第25号 吉賀町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第27号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第28号 吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第29号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第30号 吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画策定委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第31号 吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第32号 吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第33号 吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第34号 吉賀町一時保育事業実施条例を廃止する条例について
- 日程第22 議案第35号 吉賀町歯科診療所条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第45号 吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第36号 平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第25 議案第37号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第38号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第39号 平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第40号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算

- 日程第29 議案第41号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算
 日程第30 議案第42号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計予算
 日程第31 議案第43号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
 日程第32 議案第44号 平成28年度吉賀町一般会計予算
 日程第33 発議第1号 消費税10%への増税中止を求める意見書(案)
 日程第34 発議第2号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書(案)
 日程第35 陳情第2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情
 日程第36 閉会中の継続調査について
 追加日程第1 発委第1号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書(案)

出席議員(11名)

1番 桑原 三平君	2番 大多和安一君
3番 三浦 浩明君	4番 桜下 善博君
5番 中田 元君	7番 河村 隆行君
8番 藤升 正夫君	9番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
教育長	青木 一富君	教育次長	坂田 浩明君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	光長 勉君

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

執行部のほうから議案の字句挿入の申し出がありましたので、おつなぎします。

議案第12号の別紙5枚目のところ、吉賀町過疎地域自立促進計画の変更について、きょうの2番目の日程のところですが、あの最終ページで上から表の3枠目に、空港東京2便化支援事業とあると思うんですが、空港の前に、萩石見が抜けております。そういうことで、空港東京2便化支援事業の前に、萩石見を入れて、萩石見空港東京2便化支援事業というように3字の字句を入れてしたいと思います。

議案第12号の字句挿入を認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい、それでは異議なしということで、議案第12号の萩石見の字句挿入については認めることになりましたので、差しかえなり、記入挿入をお願いいたします。

日程第1. 議案第11号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、議案第11号鹿足郡事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案については、質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第1、議案第11号鹿足郡事務組合規約の変更については、採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第12号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第12号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案についても、質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第12号吉賀町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第13号吉賀町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本案についても、質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 自立促進計画の23ページの公営住宅の項ですが、昨日も町営住宅家賃のことでお尋ねしましたが、どう考えてみても今のここに定住促進に資するというような形での住宅整備等家賃とが余りにもかけ離れているような気がするんですが、その辺について、ちょっともう一度お聞かせください。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。公営住宅、今、御質問のあるのは、町営住宅の家賃ということだろうと思います。

公営住宅は公営住宅法におきまして、国と地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足り得る住宅整備をし、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸すると、そういうものです。でありますので、あくまでも定住という部分ではなくて、生活困窮者と低所得

者に対して貸す部分が町営住宅でありまして、その家賃については国が基準を示しております。

昨日も申し上げましたが、その基準についてはいろいろな係数もありますし、所得を見る部分、それから近傍同種と言いますか、どのぐらいの家を建てた場合にどのぐらいの家賃が相当かというような部分を勘案するようになっています。

具体的な家賃の決め方については、ここでいちいち説明するのもなかなか難しいと思いますので、その辺については税務住民課のほうに聞いていただいて、担当者のほうから直接お話を伝えていますが、町営住宅についてはそういった制限がありますので、なかなか定住ということにはつながらない物件だというように考えているところです。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 公営住宅につきましては、今、課長が申したとおりでございますけれど、まああいつた補助金をいただきまして、補助裏を過疎債を使うためには、この計画にのせなきゃならないということで、公営住宅という覧でいわゆる過疎計画に上げております。

また、議員がおっしゃいましたような若者なり定住につきましては、また定住住宅といったようなものを検討していく必要があると思ひまして、今、七日市で若者を対象としてのコウコウをつくっております。家賃2万円という形でやっております。

そういったものをまたほかの地域でもつくっていきたいというような考え方でございますので、この過疎計画につきましては、公営住宅を建てる場合のやはり過疎債対象になるために、こうした計画の中に上げなきゃならないということでございますので、議員のおっしゃいます若者いわゆる定住施策の住宅とまた別のものがございますので、その点は御理解いただけたらというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 25ページなんですけど、事業計画を28年から32年度まであるんですが、その中でですね、自主防災組織の整備活動事業っていうところがあるんですが、今現在どのぐらいの地区で単位といいますかできて、今、今後の見通しといいましょか、それとやはりですね、町内が町で避難場所とか何とかのマップもいいんですけども、高齢化比率が高い中で、やはり地域地域で自主防衛っていうことをしなきゃいけないと思うんですけど、見通しと現在どのぐらい組織ができていますか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

今、組織化されているところにつきましては、樋口地区と立河内地区と柿木のほうの福川地区と下須地区、4地区でございます。

恐らく、ちょっと正確な数字は把握していませんが、1割に満たないと思います。

全町の中で組織率といいますか、そういったのを見ると1割に満たないぐらいのまだそのぐらいのレベルだろうと思います。

ですので、担当のほうもいろいろ説明会に出かけたりしながら呼びかけしておるんですけども、やはり地元の方、こちらから、強制的につくるものでもありませんし、やはり地元のほうでそういう議論が起こらないと、なかなかこの組織化というのは難しいと思いますので、いろいろ研修会とかですね、そういった説明会とか、そういったものはずっと行政でやらせていただいていますけども、なかなかそれがやったからといって、それがすぐ組織化になってないというのも現実のところであります。

何とかこれもふやしていきたいという思いを持っておりますので、どんどんそういったこと、場を設けていただくことがまず初めだろうと思いますので、ぜひ議員さん方もそういったことで地元のことで呼びかけていただいたり、そういうふうにしていただいて、ぜひこちらのほうから出かけて行く機会をつくっていただけたらありがたいかなというふうに思っております。

まだずっと継続して、これが続いたらやっていきますので、ぜひともそういうことで御協力をお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 内容についてはありませんが、確認の意味でお聞きをいたします。

これの3ページの上から第2下欄の、このように40年にわたる過疎対策により、一定のインフラ整備は完了したかということではなされております。

この策定が平成28年3月ということで、これが始まりましたのが昭和45年ということですから、45年の続けられてきた過疎対策でもありますので、45年としてもいいんじゃないかなとちょっと感じますので、その点をお聞きをするのと、もう1点、そのめくっていただきまして、5ページに住民基本台帳の関係の人口比として、これまではいわゆる外国人住民のことについては入れていなかったわけですけども、それを表現をする中で、22年の3月から26年、27年というふうに、その前との増減率を出すために、このようにされたのかとは想像はしますが、5年刻みで統計を出しているわけですから、今のこの27年3月31日のとこの増減率について、22年との対比の部分もあわせて考えられるような表現は考えられなかったのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 表現の方法等、御指摘いただいた内容についてお答えいたします。

まず、3ページの40年にわたる過疎対策によるということですが、確かに今回、計画が延長になると45年になると認識しております。

一方、5ページにあります人口の推移でございますが、これはこれまでの5年間の27年度ま

での過疎計画を5年間延長するという事で、表の整合をとるために、過疎計画の途中で、人口のカウントの方法が変わったということで、当初のに合わせる、当初というのか平成22年と比較するためにこのように表現したところでございますが、以上、ちょっと2点含めまして、今後、今の過疎計画、内容ももう一度再検討させていただきまして、県と協議をしながら、また御報告をさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 38ページの事業計画で、定住促進団地整備事業があります。出てますけど、このたび示されたまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、1年間の人口の増加を社会増減10.4人増としておりますけど、この住宅の建築の戸数で、これを28年から32年度までの計画ですけど、1年間のその社会増の10.4人が解消といいますか、満たされると考えておられますか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 御指摘のありました、人口ビジョンとの整合についてお答えいたします。

現在、ここの過疎地域、今回の策定します促進計画の38ページに載せております長期移住体験住宅・定住促進住宅・雇用促進賃貸住宅につきましては、現在、構想中のものも含まれております。

施政方針で申し上げましたが、雇用促進賃貸住宅についても、今後、補助制度を活用いかにしていくかということも、今検討中でございます。

一方、人口ビジョンに示す数字につきましては、全ては新築等そういうもので賄うものではなく、今のまだ計画は策定しておりませんが、空き家対策や空き家の有効活用なども含めまして、人口社会増をふやしていくことも数値としておりますので、これとこれとこれを足したらこうなるというものは持ち合わせておりませんが、総合的に総合戦略は総合戦略でこの目標に達成するように努力はしていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 4ページなんですけれども、人口及び産業の推移動向の中でですね、まちづくり計画の人口の推移予測では、28年度が5,800人となる見込みであるということの中で、今後は就業機会にと書いてあるんですけども、人口減少の抑制に取り組むということは大切なことなんですけど、この400人ですよ、同じ年度で。非常にハードルが高いような気がするんですけど、希望的観測を高く持つということはいいかもしれませんが、難しいような気

もするんですが、今年度ですから、28年度ですから、6,000何ぼいるわけですから、その内でも外国人が100人ぐらいおられればですね、ちょっと数字的にどうなんかなと思うような気がするんですが、いかがですかね。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 人口推計の件についてお答えいたします。

今のまちづくり計画における人口推計は5,802人ということで、正確にいうと、平成28年度で5,825人で、目標が6,200人となっております。

まちづくり計画自体も、平成28年度で最終を迎えますので、このデータがちょっと直近のものを反映しておるかと言いますと、ちょっと若干違うところがございます。違うところがございますというか、基準年度が平成17年22年の国勢調査をもとに把握しておりますので、若干違うところがあるかと思えます。

一方、現在の国勢調査の速報値によりますと、平成27年10月1日現在の人口は、先ほど指摘もありました外国人も含めますが6,371人ということでございますので、この計画自体と著しく乖離しているとは我々もちょっと認識はしてないところでございます。

ただ今後、国勢調査の詳細が決まっていきますので、平成27年の国勢調査の確定値が出ましたら、また、最新のものに合わせて、まちづくり計画も合わせて目標値を設定することになるかと思えます。

総合戦略の推計数値におきましても大きく乖離はございませんでしたので、ほぼ目標どおりに、まちづくり計画の目標どおりにはいつているのかなという認識はしております。

ただ、平成28年度以降は、くどいようでございますが、また再度、直近の数値をもって推計する必要はあろうかと思えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 40ページに有機茶のブランド化事業が出ております。

先人たちが築いた財産を活用しようということは大変いいことだと思っております。

そこで、きのうもちょっとお話は出ましたが、盛太ヶ岳の荒廃したクリ園の跡地の調査ということが出ました。

ここに、せっかくお茶のブランド化という事業が出ておりますので、クリとかワサビ、シイタケというのは、昔から先人たちがこの地の合った産業として育ててきたわけですが、報道によりますと津和野町がクリを非常に京都市場などで評価が高いので、これをブランド化するという報道が出てましたし、益田市では匹見でワサビを活用した、あぁいった呼び込みなどもされております。

吉賀町もまだまだその米もいいんですけど、昔からこうやって産業として育ててきたものがあるわけですので、ここにぜひ組み込んでおいて、それをIターンとかUターンの呼び込みの一つの施策とするという考えが必要なんではないかと思えますけど、その辺のところの考えを少しお聞きしたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） けさの新聞も四国のほうでクリを京都のほうで評価が高いのでということで、都会に出ておられた方が帰ってきて中心になって進められておるということで、生産量が1.5倍ぐらいになったとか2倍になったとかって言うておられます。

そうした中、今、お茶の話が出たわけですけど、地元でお茶がなかなか衰退してきたというのをこれを何とかしようということでございますので、当面はお茶で、議員おっしゃいますように、シイタケ、クリ、県がシイタケの原木と菌床等の推奨をすることでございますので、またこれも事業を入れながら対処していかなきやならないかと思えますけれど、やはりああして農協の支所がなくなりというような形で、それから県の普及部も益田に行ってしまうという中で、町は単独で対応するというのはなかなか厳しい部分が、いろんな産品に対しましては難しい部分がありますので、今後はああしてクリなんかクマの被害等がございますけれど、鳥獣対策の職員を入れながら、そういったことでの鳥獣被害が防げるようであれば、やはりクリなどもまた推奨していく必要があるんじゃないかと思えますけれど、今の状況では大変クリについては厳しい状況があるんじゃないか、生産量も少ないから津和野と合わせて、京都市場のほうへ持って行っているような状況でございますので、今後の状況は改善させながら対処はしていく必要があるであろうというようには考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 41ページの木の駅プロジェクトについてお伺いします。

最近、木材置き場のところでもあまり木材が見かけなくなったような気もするんですが、最近の活動等どのぐらいやられておるか、もしわかりましたら教えて……。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは私のほうからお答えさせていただこうと思えます。

活動内容といいますか、出荷量で申し上げますが、平成26年度は約200立米ということで決算等でも報告させていただいておりますが、27年度は2月の12日現在ですが約290立米ということになって、昨年と比べると増加しておりますが、なかなかその目標には達成していないような状況でございますので、来年度も引き続きしっかりやっていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 42ページなんですけども、彫刻の道活用促進事業というのがあるんですが、今後も2年間ぐらいはまたいろんなことを整理して継続するという話がありましたけども、スペース的に考えたらですね、あそこ狭いような気がするんですよ。

ちょっとあんまり飛躍した考えをしてもあれなんですけど、あそこユースパームっていうのは住宅分5軒でしたかね、ありますよね。あれは吹き抜けになって非常に暖房効果が悪いっていう評判もあるんですが、雇用促進住宅で費用をもらってつくってるものを取り壊せというのは難しいかもしれませんが、将来的に見たときにはですね、ほかへ住宅整備をしていってユースパームを撤去して、あのスペースを広くすることによって彫刻の森も生かされるような気がするんですが、そういう方向ですね、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員おっしゃいますように、ユースパームにつきましては県の住宅公社が建てたものでございますので、私どもが勝手にできませんし、空き家があれば私どもがいわゆる家賃の補填というようなことまでせざるを得ないような状況でございますので、あれを移転させてということはなかなか無理があるかと思えますし、狭いスペースの中でやはり専門的に澄川先生に見ていただきながら、より効果的なものを設置しようということでございますので、狭くてもやはりちゃんと光るようなものを計画していく必要があるというように思っております。

ただ、住宅を移転してというのはなかなか不可能が部分が高いというように思っています。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 42ページにある計画について補足させていただきます。

いわゆる42ページに掲載しておりますのは、彫刻の道に設置された作品の製作者によるワークショップ等を開催しということで、町としましてはまず今のところの整備を行い拠点としながら、そこで芸術文化作品に触れ合える機会をできるだけ設けていこうということを計画しております。

議員御指摘のとおり限られたスペースでございますので、今後の計画があそこで全て完結するとは思っておりませんで、構想としましては今の宇部市を見習う形ではございませんが、町内のあちらこちらに彫刻があつてですね、そういう形で触れ合いながら、拠点が彫刻の道になるような構想は今持っているところでございます。

ただ、まだ検討中でございますので、今後いろんな形で先進地を見ながら検討させていただければと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の関連ですが、課長の考えをお聞きしたので、少し誤解が解けたわけですが、私はあそこだけを彫刻をあつ狭い所に置いてですね、決してその効果が、効果と申しますか、その集客とか、町の顔となるようなものではないと前から思っていました。

例えば、四国の直島とか、新潟県の十日町ですか、そういうふうにこの全町に芸術作品をちりばめて、例えば、水源公園とか大井谷の棚田とか、いろいろな規模は小さいけどお客を集める場所は吉賀町にはたくさんあるわけですので、あそこを拠点としてもし芸術の町を目指すと言うんなら全町回ってもらえるような構想をすべきだと思いますけど、その辺のところもう1回お聞きしておきたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） ちょっと今の御質問に、将来構想は別にしまして、現在の宇部、見本としております宇部の状況でございますが、宇部市では2年に1度彫刻展を開きまして、その中で宇部市賞、宇部興産賞とか市民賞とかを設けまして彫刻を買い取り、市内の要所要所、交差点や駅前やいろいろな所へちりばめております。で、それをただ置くだけではなくて、やはり市民が参加した形で年に数度磨く、磨くと申しますか掃除をするとかそういう市民運動が非常に活発化しているところでございます。

吉賀町におきましてもまずは置くという前提ではなくて、そういう市民活動も今回のワークショップ等でこう作品に触れ合うことをしながら、そういう活動をどんどん、町民活動と併せて彫刻を設置していければいいなという構想は現在持っているところでございます。

まだ具体的には検討もしておりませんし、町全体の構想とまだ位置づけておりませんが、今後検討させていただきたいと思ひております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第13号吉賀町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第14号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第14号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第14号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第15号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第15号吉賀町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第15号吉賀町行政不服審査会条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第16号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第16号吉賀町行政不服審査関係手数料条例の制定についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第6、議案第16号吉賀町行政不服審査関係手数料条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第17号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第17号吉賀町農地環境整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第7、議案第17号吉賀町農地環境整備事業分担金徴収条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第18号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ここに3月3日の参考資料の中の27ページに、将来的な展開として、将来的には今回設置する吉賀高等学校支援室が一元的に云々とありますけど、教育委員会との関係はどのようになるのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） ちょっと回答がもうちょっと間違ってたらまた御指摘いただいたらと思いますけども。

今ですね、例えばそのここにありますように、振興会の事業でありますとか、通学費のこととか、吉賀高校のコーディネーターの方、この所管部署は教育委員会がやっておりますけども、これ今すぐこの支援室ができて、そこに移行するということじゃなくして、現在やっているところはそのまま継続しながら、当然連携が必要になってきますので、その辺を見据えて将来的には1本化するような方向で、今後事務を進めていきたいということで、当面は今やっている事業についてはそれぞれの部署が継続して行うということを取り組んでいきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第8、議案第18号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 19号

○議長（安永 友行君） 日程第 9、議案第 19号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 9、議案第 19号吉賀町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 20号

○議長（安永 友行君） 日程第 10、議案第 20号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第 10、議案第 20号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

午前9時53分休憩

.....

午前10時04分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第11、議案第21号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第21号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） これは参考資料のほうに16ページにありますけど、一番下の備考欄でございますが、町内10キロメートル以上旅行の場合、日当1日につき200円加算と、それから岩国市及び周南市への旅行の場合とありますね、日当は1,500円とするというのが、益田管内については1,200円というようなことで上のほうに書いてありますけど、この線引きというのは難しいかもわかりませんが、岩国市ということになると錦町も当然岩国市なんですけど、益田よりはかなり近い距離にもなります。

その辺の線引きというのは何かお考えなのか、もう岩国市だから全部1,500円という形なのか、何か距離数とか何とかですね、その辺のことも少し考えたほうがいいんじゃないかと思えます。

その辺いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

県外は一律今までは3,000円ということで、現行ですとそうなんですけども、それが今の近場、例えばその岩国であればすぐ近くなんですけども、そこに行っても3,000円ということで、しかし一方で県内では益田管内があつたり鹿足郡内があつたりと、細かく刻まれているのに県外は一律でどうかという監査委員からの御指摘を受けたわけでございまして、それに対して検討するに当たっては、まずは県内の区分の一つは見直しをしようということで、益田管内と鹿足郡内、その大きな違いはありませんので、そこをまずは統一させていただいたということと、

それからその次は今度益田管内とそれ以外ですね。そこにどの程度があるかという、おおよそ距離的なものを見計らって、益田管内が1番近くということになるわけですが、それとそれ以外の県内、と同じように県外も吉賀町に近いところと遠いところという、そのおおよそ距離を計ると大体60キロから70キロぐらいの距離でしたので、それを見越して吉賀町から60キロないし70キロぐらいのところにある自治体については金額を変えていこうというもとの、今回算定をさせていただきました。

このなぜ1,500円にしたかということなんですけども、これもたまたまかかもしれませんが、益田管内が県内2,400円の半額であったということで、県外の3,000円の半額をこれにも当てさせていただいたと、それで岩国市と周南市については1,500円とさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 関連になるかもわかりませんが、この報酬等審議会の答申に基づいてということだと思うんですが、この答申書の中にちょっと私この中で読みますが、議員定数のあり方についても今後検討願いたいということがここに記載されておりますが、報酬審議会は議員定数のあり方までについても踏み込んで言及というか、と記載されておるんですが、ちょっと私は違和感を覚えるんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

議員の定数を決めるのはあくまで議員さんと思われまので、その辺については審議会の中でもそれをどうこういうことはないんですが、ただ報酬を上げるといいますか、元に戻すということなんですけども、それに当たって、やはりそれじゃあすんなり上げようという意見でない人も中にはおられました。

そういった方が、一方で今のここにも書いてあったかと思いますが、若い方が議員にもなろうというような、そういう魅力のある議会でないといけないということで、そのために仮にそれで財政問題とかそういうことが出てくるのであれば、その議員定数というのももちろん視野に入っていないかやいけないでしょうし、そういったことで財政面を考えたときに、その辺のところがこの文言になったというふうに理解をしておるところでございます。

必ずそうしなさいというものではございませんので。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 今、説明はよくわかったんですが、ここの審議会の答申として、今後検討願いたいということは、議会でも検討するということですか。

それともこれはあくまでも答申なんで、向こうも意見は意見として書くということですか。

それとも議会として、この審議会の答申も受けて検討ということなんですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

答申ということで尊重は当然していかなきゃいけないと思いますけども、だからといってこれは強制するものでもありませんので、やはりその辺のところは議会の中で議論されれば、仮にこのとおりにならなくてもその辺は問題はないかと思われま。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 済みません、また関連なんですけど、初めてちょっと聞くんですけど、報酬審議会のこの決め方というのはこれは一般公募ですか。それとも指名か何かの人かちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

最初は公募させていただきました。で、公募で応募された方が1名いらっしゃいましたので、その方は優先的に入っていただきましたけども、それ以外については、こちらのほうから指名をさせていただきますして、委員の皆さんにつきましては、女性の代表でありますとか、今のような金融機関とかの代表、あるいは民間企業の代表、それから有識者の方、そういった観点で入っていただきました。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この審議会の意見の中でですね、議会運営の放送を見る限りにおいてはこの文言が出てきます。

少し議会もう少ししっかりせいよということだと思んですけども、その辺の説明は審議会のほうからありましたか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

具体的にこうというのはないんですけども、議員の活動が見えないとかですね、やはりあくまでも住民の代表として議員は議決もする立場にあるんだからその辺は活動も見えるようにしてほしいし、中にはこのことはよくわからないんだがということも聞くんですけど、そういった発言はほしくないとか、そういった言葉はございました。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） それとですね、このたび議会のほうには説明がなくて、こうして予算化をされたわけですけど、これはこの審議会の意見を引き上げるべきだという意見を最大限尊重したということによろしいんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

これに限らずですけども、今回答申いただいた内容につきましては、全てにおいてそういう尊重するというので予算等にも反映をしていただいておりますし、条例改正も3役の部分も含めて非常勤特別職、その辺の条例改正にも反映をさせていただいたところでございます。

それでただ公民館につきましては予算の説明のときに言いましたけども、上げ幅がかなり大きいものですから、段階的に次の報酬審議会は今までの経過からいくと5年後ですので、その5年間の間では達成するように年次的に上げていくような、そういうことで対応させていただこうということで、公民館長の報酬につきましては若干答申の額よりは低い予算になってますけども、これも2年、3年のうちに解消していくように、今後毎年幾らか改善をしていくということで、答申どおりにする予定です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第11、議案第21号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第22号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第12、議案第22号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第25号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第25号吉賀町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第13、議案第25号吉賀町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第27号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第27号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

これより日程第14、議案第27号吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第28号吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第15、議案第28号吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第16. 議案第29号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第29号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第16、議案第29号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第30号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第30号吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画策定委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第17、議案第30号吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画策定委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第31号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第31号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例の

一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） これにつきましては、3月3日の全員協議会では出されました介護保険制度に関する地域支援事業についての説明をいただいておりますが、1年早く実施をするということで、28年度についてはこれまでと変わらないというふうに聞いておりますが、29年度以降についてはいわゆるボランティアの方などの参加もいただいてサービスを提供するというふうに、変えていこうということではいわれているのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） はい、そういった理解でよろしいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） ところが、今、ボランティアの方で要支援等になった方でもさまざまなことを、いわゆるお手伝いというような形ではあると思いますが、特に29年度以降の分について、例えば先ほど言いました資料の3ページの中で、訪問型サービスBというのをするというようなことを、詳細なことについてはこれから検討されることであろうというふうには思いますが、ボランティアの方と、実際に今、研修等いろんな形で受けて、またお勉強もされた実際のサービス等に携われる方というのは高齢者のささいなその変化等についても気づきがあるんじゃないかと思いますが、そうでないボランティアの方にいろんな訪問型のサービス、まあ家事の部分の等も含まれるとは思いますが、やっていくということについて問題がないかと思ひます。問題があるんじゃないかというふうを感じるわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えをいたします。

まず、少し整理をまたさせていただきたいんですが、よろしゅうございますでしょうか。

資料の5ページと6ページがございますが、これは国の制度を吉賀町、全員協議会の資料をお持ちでしょうか、今、3月3日の全員協議会の介護保険制度に関する地域支援事業についてという資料をごらんになって、今藤升議員は質問しているんだらうと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

資料をお持ちでない方がおられると思いますので、資料がお手元にある状態で説明をさせていただくほうがよろしいんじゃないかと思うんですけども。

○議長（安永 友行君） 5分間休憩します。

午前10時31分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。宮本課長のほうから答弁を続けてください。宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 失礼いたしました。それでは説明を続行いたします。

今、お手元に配付をしました資料で申し上げれば、大変申しわけありません、吉賀町版ではなくて国のものを吉賀町版に加工したもので説明をしたいと思っておりますので、2ページをお開きいただけますか。制度と、資料そのものも構造化をされてますので、一緒に説明をさせていただきます。

まず、このたびの地域支援事業への予防給付の移行というところで申し上げれば、2ページの上段の予防給付というところがあると思っております。左側で要支援1、2と書いてありまして、訪問看護、福祉用具等、それから訪問介護、通所介護というのがあると思っております。これが、平成28年度で、私どものほうで申し上げれば、予防給付の要支援1、2の方々にそれより上の改正前と同様というのは、介護給付の要介護1から5が変わりませんよということです。予防給付の要支援の1、2は、予防給付の右側に移行しまして、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行しますと。これを、私どものほうで29年にやる予定にしておりましたが、そこに書いてありますように、28年度の開始ということで1年間前倒しをしました。

この内容なんですが、大きく分けて2つありますということです。1点は丸がありますけれども、介護予防・生活支援サービス事業ということで、訪問型サービス、これはホームヘルプの派遣です。それから通所型サービス、これはデイサービスです。生活支援サービスというのは、配食サービス等々で、その下にあります丸のところの一般介護予防事業というのは、例えば若返り教室であったり百歳体操であったりという、そういうサービスとなりまして、いわゆる従来の要支援1、2の方々に介護予防給付として法定メニューとして提供されていたサービスは、上側の介護予防・生活支援サービス事業ということで予算のほうにもそういうふうな格好になってます。

これを資料の構造化で申し上げれば、下におりていただきますと、3ページのところがあると思っております。これは上の丸の介護予防・生活支援サービスの類型を訪問型サービスに特化して説明をしたもので、吉賀町版で作成したものがございまして、まず、訪問型サービスについては、現行の訪問介護に相当するものとそれ以外の多様なサービスからなるということで、現在私どもが考えているのは一番左側になりますので、現行の訪問介護相当を介護報酬と同等のものを提供するというような格好で、みなしで要介護認定はなし、それから25項目の地域包括支援センターのチェックリストだけでサービスを提供していこうということですから、ここで要介護認定の手間が省けるということと、それから医師の診断書がなくなるということ、それからチェックリストだけで済みますので、そこでのケアプランに迅速に移れるということが出てきます。こういっ

たことを今年度やっていこうということです。

平成29年度には、ここから藤升議員の質問の回答になるかと思うんですけども、右側に移りまして、平成29年度の開始は多様なサービスということで訪問型サービスA、緩和した基準によるサービス、これが左側の訪問介護相当によるものです。それから、多様なサービスとして訪問型サービスBとして住民主体による支援、ここが先ほど藤升議員が言われた住民主体の自主活動として行う生活援助で、訪問型サービスとして一体どういうものが考えられるだろうかということになるのと、それを提供する提供団体は一体どういう組織になるんだろうかということになると思うんですが、ここはその下を見ていただければわかりますように、ボランティアを主体とするというふうに国は定めておりますので、当然この中にボランティア団体が入ってきます。

我々もボランティアが訪問型サービスをしていくということには少し抵抗がありますので、やっぱり介護福祉士であるとかケアマネージャーであるとか、そういった専門性を持った、基礎資格がきちっとしっかりしている方々にサービスを提供してほしいという気持ちはあるんですけども、国がこういった形で決めた以上、訪問型サービスBをもし提供するとするならば、そこにはきちんとしたトレーニングが要るだろうと。

それから、やはり介護福祉士相当の倫理基準を持った方々に提供していただく。それから基準のところでもありますが、個人情報保護等の最低限の基準。こういったもろもろのことをクリアした形の中で入り込んでいくということをししないと、利用者の方々も危険な状態になるし、それからサービスを提供するほうの方々も無防備な状態でサービスを提供していくということで、そこでやっぱりトラブルが発生する可能性もございますので、平成28年度中にしっかり検討をしていく。場合によってはプロトタイプの実験、社会実験もちょっとやってみながら平成29年度を迎えていきたいというふうに、今、現場では考えております。

それから、めくっていただきまして4ページなんですけど、これは通所型サービスです。戻っていただきますと、2ページの予防給付の右側のところの、今説明したのは訪問型サービスなんですけども、その下に丸の下に通所型サービスというのがあると思います。平成28年度開始。これが、資料の構造化で申し上げれば、その部分のデイサービスの種類になりまして、左側で28年度開始ということ。デイサービスについても要支援1、2の方々については、みなしでホームヘルプと同じように取り組んでいきます。

29年度から、多様なサービス等を提供するというような格好で、通所型のA、通所型のB、通所型のCということになります。で、問題なのは、訪問介護同様、3のところの通所型のBのところ、ここはボランティア主体になってます。

それから、4番目のところで申し上げるところで、この部分でやはり現場でサービスを受ける住民の方々、利用者の方々と、サービスを提供する方々の間できちんと諾成契約が結ば

れていて、相互が了解をしていけばいいんですけども、そういったことがきちんとできてない場合、それから両方にそういう高い倫理観がない場合、双方が成熟度が達していない場合には、当然にトラブルが発生することは容易に予想されます。

既に今、介護保険制度の中でもそういった介護保険審査会にいろいろトラブルが発生して、そこで審査をしているような状態ですから、ここでそういった無防備な状態の中で行政がこういったことを軽々にやってしまうと非常に危険な状態になりますので、この部分についてはまずは慎重に対応していきたいということと、どういったことが予測されるかというようなこともきちんと整理をしながら、平成28年度中に29年度の準備をしていきたいというふうに、今、思っているところです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 慎重に対応していただきたいと思います。

それと、この給付のための単価といいますか報酬につきましては、国の基準と超えてはいけないということになっておりますが、吉賀町として超えないという点でいくと、国の基準と同等で行っていくというふうに考えておられるのか、その点をお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 国の基準と同等でスタートしていきたいというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） ありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の課長の説明でございますけど、今のボランティア主体とありますよね、これ、昨年12月に私もこのことについて質問させていただきましたけれども、想定されとるのは地域とかやはりふれあいサロンとかそういうところを想定されておられるのか、それとも今、先ほど言われたようなボランティアを今から育成、1年間かけてやるということもあるかもわかりませんが、場所の提供とかいうことになると、先ほどから言うようなサロンの形になるかと思うんですが、その辺は昨年言ったように、かなり、サロンの中では高齢者の方が多いという状況なので、実際にできるものなのかできないものなのかとか、私はできないほうの判断しとるわけですが、できないと思うという判断しとるわけですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。今、既に吉賀町がやっている10のメニューの一次介護予防事業は、全て国の新しい地域支援事業に移行した場合の基準を全て超えております。ですから、国が考えているクリアランスは、我々はクリアしているというふうに思っています。

ただ、制度の仕組みをきちんとつくってやっていかないと、今度はそこに国の財源が入り込み

ますから、介護保険料とそれから補助金が入りますので、やはり会計検査であるとか、それからもろもろのトラブルがあったときにこれにきちんと対応するためには、仕組みをきちっとしていく必要があるだろうというふうに思います。

そういう住民の協議体が必須になりますので、昨年まず5つの地区に分けて協議体をつくりました。その協議体は、例えば警察さんが入ったり民生委員さんが入ったり、それから自治会さんが入ったりというような格好で、5つのところで介護予防の、介護予防、ちょっと正式名称を忘れたんですがそういった協議体、介護予防支え合い会議というものですかね、そういうものをつくりました。

その中でも、それを既に設置したことで、これも国の基準をクリアをしておりますので、もちろんその益田保健所長にも、私どもの全ての事業が地域支援事業のクリアランスを超えているかどうかということも、平成27年度中に全部見ていただきました。それで既に超えているということですので、やっていけると。もし通所型については、サロンを主体としたもので、もう少しまた違うものも必要なんだろうと思いますけれども、それは十分だと思います。

問題なのはやはり、入り込んでいくほうの訪問介護に相当する部分で、これはやはり最低でもヘルパー2級の資格であるとか介護福祉士相当の資格は欲しいと思っているんですけども、そういった人材が町の中にあるかどうかわかりませんので、ここの部分についてはトラブルの原因が一番発生する部分ですので、丁寧に対応していきたいというふうには思ってます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 地域でボランティアの育成ということですけども、以前、町のほうから社協のほうにいろいろ補助金等を出しまして、2級ヘルパーの養成とかというのをやっておったかと思いますが、その4、5年やっておりませんが、その辺のヘルパーの養成とかというようなことは考えておられませんか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） ヘルパー養成ですけども、これは民間の企業が、例えばニチイ学館であるとか、そういったところがヘルパー養成をやっておりますし、YMCAなんかもやっておりますし、そういったところで受講される方が多ゆうございます。これはやっぱりぎゅっとされとる、凝縮されたスパンの中で一気に取ってということがありますので、そういったところを好まれる方もおられますし、それから、自治体で、私どもは津和野町さんと協力をしながらヘルパー養成をしておりますので、津和野町さんがやるときには吉賀町の住民の方々もそちらに行って助成金を出す。吉賀町がやる場合には、津和野町から来ていただいて津和野町さんも受講される方に助成金を出すというような格好で、どこでも受講ができるような仕組みを今まではとって

きました。

今後もやはりこういう時代になりましたから、ヘルパー２級の養成をしていくということは必要だろうと思っておりますので、その部分についても、今、検討をしているところです。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第１８、議案第３１号吉賀町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１９、議案第３２号

○議長（安永 友行君） 日程第１９、議案第３２号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第１９、議案第３２号吉賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第33号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第33号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第20、議案第33号吉賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第34号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第34号吉賀町一時保育事業実施条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第21、議案第34号吉賀町一時保育事業実施条例を廃止する条例についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第35号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第35号吉賀町歯科診療所条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 先般の説明であつたように、もう既に中の備品等は片づけられ
とるんと思ひますけど、その処分方法としてどのような処分をされたのかということをお聞きし
たいと思ひます。

それと、鍵かかるとるもので中に入ることにはできないんですけど、まずこの条例が通つたら歯
科診療所の看板はのけることと、それと中のつくりがどうなるとるかはつきりわからんのですけ
ど、今後ここをどのように活用していかれる考えなのかをお聞きしたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 中の備品ですけれども、これにつきましては、医療廃棄物を扱
う業者さんに来ていただいて見ていただきました。もちろん、使えるものであれば六日市病院さ
んにも使ってほしいという気持ちもありましたもんですから、六日市病院さんに来ていただいた
んですが、やはり平成12年から診療やられております。換金性のあるものは全くありませんで
した。むしろ、引き取って処分をするお金が莫大にかかるので、使ってくださいというのは気持
ちはありがたいんですが御勘弁くださいということでございました。

それから、医療廃棄物についても、これは特殊廃棄物になりますので、いわゆる益田市管内で
産廃として扱える業者はおりません。六日市病院さん、益田日赤さん全て、すべからく特殊なプ
ロパーの業者さんに委託をしております。

処理方法は全て溶解です。5,000度から6,000度ぐらいの溶鉱炉の中に入れて、感染症
がございまして、入れて遠心分離機にかけて、鉍物であるとかガラスであるとか、そういった
ものを分けて後で処分をするという。これが一般的な医療廃棄物の特殊廃棄物の処理方法です。

先ほど申し上げましたように、医療器具については換金性はございません。

それから、そのほかの備品ですけれども、この備品も初度調弁が昭和54年から55年のもののでございまして、その後小笠原先生が、今度は自費で買いかえたものが随分あったんですが、そちらのほうがむしろ多いぐらいなんです、それについてももとの備品台帳がございませんでしたので、小笠原先生の口頭でこれは自分が買った、これは自分が買ったというものがほとんどだったわけです。それも、もうほこりをかぶっております、もう15年前のものですか、から使っていないようなものですから、これも換金性はあるものは全然ございませんでした。

ということで、我々の職員が私も含めて、不燃物処理場の場長と相談させていただいて、一般廃棄物として処理をさしてくださいませんかということで交渉させていただいて、そこに自分たちが持ち込みをするのならいいということで、そこに持ち込んで一般廃棄物として処理をさしていただいたということで、産廃になりますとお金が要りますので、ぜひ一般廃棄物として処理をさしてほしいということで、お隣の税務住民課長にも相談をさせていただいたし、不燃物処理場の場長にも相談をさせていただいて、処分をさせていただきました。

以上でございます。

済みません、看板につきましては当然におろします。

それからその後の利用方法なんですけれども、耐震ですね、きちっと耐えられるかどうかということが一つあります。56年より前に建てたものですから、新しい耐震基準に合致をしておりますので、この点については建築士の判断を仰ぐ必要があるということと、中が非常に複雑なつくりになっておりますので、実は私、議会が終わってきのう行って、中を全部確認をして写真を撮ってきたんですが、中はがらがらになっとるんですけれども、非常に複雑な仕組みになっておまして、今すぐそれをじゃあ何かに使えるかということ、なかなか使う用途も限定をされるのかなというふうに思います。

したがって、解体それから改修による再利用も含めてやっぱりきちっとゼロベースから考えていく必要があるというふうに思います。

4月1日以降は総務課所管になりますけれども、我々も一緒に総務課と協力をしながら、今後の利活用については検討していきたいということで、今、何かに使うということは、今は特別には考えていないところです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この歯科診療所廃止ということで、私のところにもいろいろと皆さん、続けて歯科診療所はあったほうがいいというのは確かに私らも思っているわけですが、今後廃止した後、今の保健福祉課が進めておる8020の運動等、そうした今後の状況で、これは要望とかいうことになるかもわかりませんが、できれば巡回サービス等、またそうした保

健のときには歯科に関する、治療じゃなくてそうした検診、これについて今、どのようなお考えを持っておられますか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えいたします。

現在、歯科医療は六日市病院さんとそれからおがさわら歯科医院と、それからこの歯科医院、3人の歯医者さんで吉賀町民の歯科医療を担っていますけれども、平成17年の10月から合併をして、歯科の巡回医療はなされておりませんので、もちろん12年から17年までの柿木で診療が行われていない期間もそういったことはなされていないわけですから、我々その部分を今回の報告書の中でも書きましたけれども、柿木村民の歯科需要受療動向というのは、ほぼもう落ちついてるだろうというふうに思っております。

それでいいということではないんですけども、今じゃあこの状況を変えられるかと言ったら、私はなかなか変えられないだろうと。変えられないので、今回まで15年にわたってこの問題を決着できなかったんだろうというように思いますので、今回はこれで一応終止符を打つということでございます。

それから、そういったことでそれにかわるものとして我々は何かないだろうかということで、セット健診の中に小笠原先生、この先生に出向いていただいて、そこで口腔ケアをしていただくということで、新たに歯科診療所をあけるわけですから、その間その診療報酬が入ってこないわけですが、それに似合うような、我々がキックバックをしているかということそうではないんですが、やはりそれは地域の8020を守っていただくということで出向いていただいておりますので、そこでは低廉な価格と言いますか、ほとんど申し料に近い格好で歯科の口腔チェックをしていただきますので、そういった部分では健診という部分で一歩進んでいるんじゃないかなというふうに思っています。

これについては今後も継続していくと。そういうつもりでおります。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第22、議案第35号吉賀町歯科診療所条例を廃止する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第45号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第45号吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第23、議案第45号吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

午前11時11分休憩

.....
午前11時21分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第24. 議案第36号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第36号平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第24、議案第36号平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第37号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第37号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第25、議案第37号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第38号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第38号平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 新聞報道では、保険料の引き上げの報道もされておりますが、保険料の上げ幅、後期高齢者医療保険の保険料がどのように変わって、新年度、どのようになるのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 大変申し訳ございません、私どもは、後期の全体の総額でこれだけ収めてくださいということしか入ってきませんので、保険者は広域一元化になっておりますので、私どものほうには、まだ入っておりませんので、大変申し訳ございませんが、新聞報道の枠を超えることはないということで、御理解いただいたらと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第26、議案第38号平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第27、議案第39号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 予算とあんまり関係ないかもしれませんが、こうして毎年、人口の減少が続いているわけでありますが、事業のほとんどを社協のほうに委託してやっとなのが実情だと思います。そこで、今の人口推計からいって、この状態が、どのぐらいまで、現状が、今の経営のですね、現状が維持できると推測されておりますか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えいたします。

平成26年4月の介護保険報酬の改定から、26年度が1,500万円の、社協が、介護保険事業会計で赤字になりました。平成27年度も見込みで2,000万円の赤字が出る予定です。

平成28年度もそういった状態になるということが予測をされましたので、昨年8月か9月ぐらいから、先方様と協議をさせていただいて、今回、条例を出したんですけども、地域密着型です。七日市のデイサービスについては、非常に利用者が少ないということで、地域密着型に少しサイズダウンをして18人以下にしよう。地域密着型になりますと、介護報酬の単価は上がりますけれども、利用者は少なくなるということになりますので、そこでのサイズダウンをすることによって、土日を明けないようにして、土日を利用する方々については、柿木のデイであるとか、六日市のデイであるとか、そういったことを利用しようということ、今、考えております。

全国の事例を申し上げれば、やはり過疎化になっているところは、いろんな社会福祉法人が介護事業に参入しているんですけども、やっぱり赤字になったので、もうやれんからということで、手を引いているところが随分あります。吉賀町についても、もうそのことは、平成12年、これ、旧六日市なんですけど、平成12年の介護保険が当初にスタートしたときから、今の状態、そういうような状態になるということは予測をできましたので、当然に、社協に一元化をして、赤字になったから出ていくというのも困りますし、赤字になったから町の一般財源を法人会計の中に事務費としてつぎ込むというのも、これもできないだろうということで、大変、一極集中というような格好になるんですけども、社協一元化ということでお願いしてきました。

介護保険事業会計で、1,500万円から2,000万円ぐらいの余剰財源を社協の事務局の補助金のほうに回してきたんですけど、それができなくなったのが、昨年、一昨年からということ、です。

そういった状況は、何とかして改善していかなくちゃいけないので、少なくとも500万円ぐらいの赤字の中でおさめられるように、向こう5、6年は、今、シミュレーションしてるんですけども、再来年に、また、介護報酬の改定がありますので、その介護報酬の改定を、まずは、にらまないと、そっから先はちょっとどういうふうな見込みになるかというのは、今ははっきり言えません、現行の介護報酬でいけば、500万円以下に赤字を抑え込むような格好の中で、今、事業の組み立てをしているというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 参考にお聞きします。

資料の中の一番最後に、みろく苑ととびのこ苑の入所待機者というのが出ておりますが、この数字につきましては、横ばいでしょうか、それともふえつつあるんでしょうか、ちょっと参考にお聞きします。185ページです。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） この数字は横ばいです。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 日程第27、議案第39号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第28、議案第40号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第28、議案第40号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第29、議案第41号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますが、まず最初に、昨日の質疑に対する答弁残りがありましたので、課長のほうからしていただいて、質疑に移ります。光長建設水道課長。光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） それでは、昨日の質問で答弁残りがありましたので、回答させていただきたいと思います。

歳出のほうで、予算の、議案では9ページですね、9ページの上から5行目で、調査委託料というのがございまして、調査委託料3,234万9,000円でございますけども、これの基本計画であるとか、アセットマネジメントの計画期間がいくらなのかという御質問がございました。それで、これにつきましては、昨日も話が出ておりましたけども、水道事業ビジョンというものが、厚労省が出したものがあるんですけども、それに基づいて、町の水道ビジョンをつくっていくということでございます。

今、想定しておりますのは、水道ビジョン自体が将来の理想像を求めるものですけども、50年ないし100年先どういうふうなことを理想像として持つかというところの中で、当面、全体的なもので言うと、10年間程度のものを水道ビジョンとしてつくっていききたいというふうに考えておるところでございます。

それで、やり方としては、アセットマネジメント計画を、まず作成をしたいということでございます。これも、中長期的な資産管理をするということで、まあ、30年ないし40年をモットーに計画を立てていくということでございますけども、いずれにいたしましても、その計画を立てるための情報の整理ですね、そういうところとか、現状の評価であるとか、更新の需要であるとか、そういうところを見て、最終的には財政の問題もありますので、じゃあ、何年かかって更新できるかとか、そういう部分もあるので、それが30年になるのか、40年になるのか、50年になるのか、言ったものでございます。それに基づいて、水道事業の基本計画を作成をするというところで、それがまあ15年から20年程度を見るというような形で、最終的には、当面、この10年程度のところで、どういうことをすればいいかというところが出てくるだろうというふうに、今、想定をしております。

先ほど、議案にも出ましたが、過疎計画だとか、そういったもので5年間の計画期間を持って、ローリングしながらやっていくというのと、ちょっと違った形のものでございますので、

今、考えておりますのは、そういうふうなところで、水道ビジョンをつくっていきたいということとで考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、質疑を再開します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 更新といいますか、新しくやりかえなければいけない送水管というのは、総延長どのぐらいあるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 今、それを何メートルかというのは、お答えができませんし、今、何の資料もないし、情報ありません。

御承知のように固定資産台帳もつくっておりますし、今言いましたアセットマネジメント計画ですね、これをやりますと、その辺が出てくるというところなんです。ですから、平成28年度において、このアセットマネジメントをやって、全体を見た中で、それと財政状況等も見ながら、計画を立てていくというところで御理解をいただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 6ページなんですけども、この水道使用料金の滞納繰越分の179万8,000円ですね。全体で1億、まあ1%ということですが、大体において、全体でどのぐらいの滞納繰越金があって、それで営業と個人というか、そういう比率とか、その滞納に対する、なかなか電気とは違って水というのは止めたりなんかできないということもあるとは思いますが、実際にそういう現実があるのかなのか、その辺どうなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 今、予算書の歳入のほうの6ページで見えておりますけども、滞納繰越分が179万8,000円です。これは、歳入で見えておりますので、これの、今10%を見てるということで、それに10を掛けてもらったというふうに思うわけですけども。

今、滞納の処理をどうするかということで、給水停止のこともあるんですけども、その辺も、今、要綱つくってやろうかというところで、今取り組んではおりますけども、27年度で、ちょっと高額滞納者について、一軒一軒当たりまして、やっぱりその悪質なものに対しては給水停止とかをやっぱり考えていく必要があるんですけども、幾らかでも支払うという意識がある方に対して、なかなかそういう取り組みができないのが現状でございまして、今、回ったところによると、もう幾らかでも払いますというところで、一度に全額というのは難しいわけですけども、そういったことで、今、回答をいただいております、給水停止をするまで、今考えておらないわけですけども、いずれにしても、その滞納がありますので、それについても、今後も特に取り組んでいかなければならないというふうに考えてはおりますが、今、そういった状況でございま

す。

それで、企業と普通の家庭とということですが、ちょっとその辺が金額的にも件数的にも、今、分けたものを持っておりませんので、お答えできませんけども、そういった状況でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 今の水道ビジョンについてちょっとお聞きしますが、各給水施設がありますが、その一つの給水施設が壊れた場合、また相互間の利用、そうしたことについての計画は入ってますか。

○議長（安永 友行君） 光長課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 給水区域のお話だと思いますけども、本年度、28年度も、今、水道の統合事業をずっとやっております、その辺を考えて、給水区域を接続するといった形のものに取り組んでおります。それが大体終了すると、ある程度利用が可能になるという中で、全体がつながるわけではないんですけども、そういった形をしております。

特に、一般質問でもいろいろお話が出ておりましたけども、今回の1月の豪雪で配水池の水位が下がってきて、その辺の対応にも、そういう給水区域を切り替えて対応するといったこともやりました。それで、具体的に言うと、朝倉地区の給水区域、蓼野に浄水場ございますけども、その水を六日市区域に回すと、六日市の配水池の水位が極端に下がったときに、立戸広石区域を蓼野の水を供給するといったようなこともやって、そのときをしのいだというようなことがありますんで、今議員御指摘のようなやっぱり対策を講じることも必要だと思われまして、そういうことを今後も考えていかないと、豪雪等で対応ができないということもあると思いますので、まあ、統合事業の中でそういったところも考えてやってはおりますので、今後、そういうところで、広いところで考えて、対応が可能かと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第29、議案第41号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第30、議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第30、議案第42号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） お聞きしますが、下水道で、町内おおむね工事が済んでおるかと思えますけど、地区によっては今の下水道もない、集落排水がないというふうなところがあります。今、うちの工事のほうの地区におきましても、下水も入っておりませんし、それから浄化槽つけるにも浄化槽もつけられないと、排水がないというようなことから。そうすると、浄化槽をつけた場合は、5人槽で30,000万円から40,000円ぐらいの補助金が町のほうから出ておりますけれども、その方は、下水道より高いからということで入っとるわけですけど、その合併浄化槽もつけられないということもあるわけですが、そうすると、同じように下水道のほうに税金を使っとるわけなんで、そういうことはかなり不公平になるんじゃないかと思うんですが、何かその辺の合併浄化槽もつけられない、下水道もこない、昔式のトイレということなんですけど、何かその辺のことを考えていただければ、今年の予算どうのということはないんですが、将来的にそういうふうなことも考えていただかなくてはいけないんじゃないかというふうに思います。どこの地区にも、自分らあて共同の排水路を作ったとかというようなお話を聞きますけど、はしから高齢化になりつつあって、トイレのほうも新しいのにしたいがというような話も聞きますので、その辺のことをちょっと、将来的に何かええ策があれば、一つお答え願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 今の御質問は、合併浄化槽をつけるのに、その排水のするところがないので、合併浄化槽もつけられないという対策についての御質問だろうというふうに理解しますが、現在、公共下水道とか、農業集落排水を整備した以外の所は、合併浄化槽で対応していただいとるわけでございますけども、今、議員が言われましたように、そういった専用の排水路までに排水するのに、結構距離があって、それがなかなか排水が難しいので、合併浄化槽もつけられないといった所もあるのは認識をしております。しかし、それに対する、今、じゃあ

どういった対策があるのかというのはありません。その点については、距離が結構あっても、それぞれのご家庭で、その排水できる所まで引いてもらうということしか、今、できない状況であります。それで、圃場整備とかをされた場合は、用排が別になりますので、排水路に出しても大丈夫なんですけども、圃場整備等がきちっとされてないような地域では、用排兼用の水路になってるといところで、やっぱり用水として使われる水の中に浄化槽の排水をするというのは嫌われるという状況があって、今のような状況が起こっているということでございます。

対策としては、ある程度広い範囲で何軒かまとまって合併浄化槽をやって対応するとか、そういうのに対して何らかの助成措置をとるかとか、いろいろ方法はあるのかもわかりませんが、今後、検討していく必要があるかとは思っています。

今の状況の中で新たに未普及地区、下水道とか農業集落排水が設置されてない箇所を、また新たに公共下水道の事業を取り入れてやろうというような、財政的に見ても、そういう状況にないというふうに、私は、今、考えてますんで、今、議員が言われるようなことも、今後、新しい考え方をやっぱりしていかなければならないのかなというふうに考えておりますけども、今の時点で、それを解決する方法はありません。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、私が申しましたように、そういうような所があちこちにあるかと思えます。今、課長言われるように、新しい公共事業のあれをするということも不可能でないかも知れませんが、少しは、そういうような地区があれば、5軒とか10軒がある程度まとまっていけば、それに対して少しは補助金を出すとかといったようなことを、ぜひとも行政のほうで考えていただいて、つけた所には何らかの恩恵があるんじゃないけど、税金は払いっぱなしというのになると何か不公平くさいんで、便所も臭いですが、不公平くさいんで、その辺を一つ、ぜひ考えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） おっしゃられることもごもっともだと思います。それで、やはり排水の水質を浄化するという観点から言うと、町内全域を考えていかなければなりませんし、町内の全体のそういう下水の計画を考え直すと言いますか、例えば、今言いました市町村設置型の合併浄化槽ですね、そういったこともやっぱり検討していく必要がもうあるのではないかというふうには考えておりますけども、まあ、今後の課題だというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第30、議案第42号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31. 議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第31、議案第43号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、討論はこれで終わります。

日程第31、議案第43号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼休み休憩に入ります。休憩します。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第32. 議案第44号

○議長（安永 友行君） 日程第32、議案第44号平成28年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを行います。質疑はありませんか。

4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 「エポックかきのきむら」の件でお聞きします。

このたび、経営安定化資金1,200万円貸し付けということで、このたびの28年度で返えられる、返納というんでしょうか、収入の部であります、経営も安定したということで1,200万円が返ってくるというんですが、無駄ではなかったと思うんですが、一つお聞きします。

コンサルタントが、高額な委託料でコンサルタントが入ったと思うんですが、その中で、提言の中で、もう柿木村に特化するのではなく、オール吉賀でやるべきだという提言が確かあったと思うんですが、温泉につきましても他の温泉との連携ということで、名前も吉賀町温泉はどの湯とか、あるいはアンテナショップにつきましてもオール吉賀でやるべきということで、アンテナショップ吉賀ということで、柿木村に特化するのじゃなくて、オール吉賀の皆さんからいろいろな野菜とかを出してもらって、オール吉賀でやるべきだという提言を受けたと思うんですが、その提言につきまして、何かもう半年、6カ月ぐらいなると思うんですが、その提言につきまして、どのように生かされているかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

12月の議会、全員協議会のほうで、株式会社地域事業再生パートナーズから報告があったことだと思います。それで、12月に報告書を提出していただきまして、エポックさんのほうではその内容を検討して、今後どういう具合にいくのだというのは、今現在、検討中で、今その報告書にあった内容を実行したというものはございませんが、今どうしていくかというのは検討中という段階でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 9月に、第三セクターでありますので、財務状況の報告が数字で現れるとは思いますが、それも3月の31日で締め切った分についての報告が、9月に議会のほうにあると思うんですが。あの当時は、ほんとにこの経営安定化資金がないと、ほんとに運営資金が底をつく、エポックかきのきむらそのものが、存在がほんとに危ないというような危機感をもって、無利子・無保証ということで、議会でも少しは反発もありましたが可決されました。また、町内の皆さんからも、なぜ無利子・無保証で1,200万円という安定化資金を貸すのかという、ずいぶん反発の声聞きましたが、議会でもいろいろ質疑しましたが、エポックなくなれば雇用に対しましても非常に影響が多くなるし、また何よりも柿木の士気が落ちること

で、これはどうしても必要なということで1,200万円を無利子・無保証で貸し付けたわけでは、

そういうことで、そんなときもコンサルタントを入れて、指摘、いろいろな提言を受け入れてやるということで、議会のほうでもその説明があったわけです。ぜひ、「喉元過ぎれば熱さ」ですかいね、そういうことじゃなくて、ほんと、順調に財務状況も推移しているというふうに想像しておりますので、ぜひコンサルタントの提言も聞き入れて、ほんとにどんどんよくなると思うんですが、提言を受け入れて、オール吉賀でやるべきということをコンサルタントの先生も言われましたので、そのことをしっかり頭に置いて検討して、検討中ことでもありますので、理解しておりますので、課長、再度何かあれば。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） 議員さんが言われるとおりがございまして、貴重な提言をいただきましたので、報告書に書いてある内容につきましては、会社のほうもほんと真摯に受け取っていただいて、経営回復に力をいただきたいと思いますと思っております。議員さんが言われたとおりに、経営状況も、経営努力もありまして、前年度に比べるとよくなっておりますし、資金繰りのほうもかなり順調にいとりますんで、今のところ経営状況については改善しておると思っておりますが、会社のことですんで景気等も大きく影響してきますんで、気を引き締めてやっていただくように、社長を初め職員の皆さんには、産業課としてもお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、74ページの034で米のブランド化事業費が上がっております。これ、今の農協が米の選別機、もみすりをした後、くずごみなんかをのけたりするときに選別機を使いますけども、この選別機の網目が、ほとんどのところが1.85でありますけども、それを1.9ミリの網目に今して行って、よりいいお米を消費者のところに届けようという方向で準備もされているというふうに聞いておりますけども、このブランド化の中で、そういう米の精度を上げてやるということについてはこれから検討されていくのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

J Aさんも1.9に移行して米のブランドを図るということになっておりますんで、町のほうとしましても1.9の網目、そちらで検討を今からしていこうというふうには考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、今の次の75ページで、薬用作物等生産振興事業として挙げられております。よそへの視察等もあるということで、普通旅費が94万3,000円上

がっておりますが、この旅行先等について、今考えられているものがあるのか、また今の旅費の中身についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

全員協議会の場でも説明をさせていただきましたが、一つは、この薬用作物を栽培をして漢方の原料にしていこうという取り組みが1つあります。

もう1点は、この薬草を使いまして、いわゆる食材に利用して6次産業化に役立てようという取り組みを考えておるわけですが、その中で一つ、この薬用作物を薬剤メーカー、こちらのほうに提携をして栽培等行っていくとなれば、その専門家、こちらのほうといろいろ連携を図っていかなければいけないということがありますので、そちらの専門家との協議の旅費を一つは挙げております。

それから、例えば、そっからメーカーさんが紹介していただけることがあればですが、そのメーカーさんとの協議ということも旅費の中で挙げております。そのほかもう一つ、まだ視察先等ははっきりはしていませんが、この薬用作物を振興しておられる自治体のほうに視察をしたいということでございます。残りは、県との協議の普通旅費という内容になっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 39ページなんですが、004の定住対策事業の移集支援員に対する308万8,000円ですね、これが、今後の地方創生に向けて、定住に向けて、人口増加ということが重要だと思いますが、これから移住してくる人のためだけにやるわけじゃないような気もするんですが、先人が入ってこられるところのほうもアフターフォロー等については、全くタッチしないのかどうなのか、その辺をちょっと聞いてみたいと思います。

それと、学校の給食の関係なんです、101ページと次に102ページもあるんですが、共同調理の管理費の中で水道光熱費、六日市は圧倒的に579万6,000円、七日市については97万2,000円、柿木は125万4,000円と格差があるわけなんです、六日市については、蔵木、朝倉とか持って行ったりするんじゃないですか、運搬料だして運んでおられるから、まあ量が多いっていうのはわかるんですけど、こっちはオール電化ですよ。それで柿木と七日市についてはガスも使用しとって、光熱費だからその分もひくくると入ると思うんですよ。なぜこんなに大差があるのかなっていうの、ちょっと思ったんですが、その辺をちょっと、比較してみてどうなのかなということをお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 御質問の前段、移集支援員についてお答えいたします。

移集支援員につきましては、背景としましては、移住相談件数の増加というのがございます。平成23年度には63件であったものが、いろいろの情報発信等全国的な流れもいろいろあるかと思いますが、平成26年度の実績で127件となっております。それで平成27年度におきましては、まだ現段階での集計でございますが、141件の移住相談がありまして、来町された方が41件ということになっております。現在、相談員2名で対応しておりますが、昨今の全国的な流れもありますが、島根県がいろんな雑誌等で移住したい県1位、2位、3位とかいろいろ評価されておりますので、それによってまたふえているのかとも思っております。

移集支援員の業務でございますが、移住支援と集落支援とあわせて行うよう、我々は今計画してるところでございます。

理想を言えば公民館単位、町内で5地区あるかと思いますが、そこにそれぞれ配置するのが理想ではございますが、まだちょっと、今から始まる事業ということで、今年度は2名の予算化をしております。

移集支援員の主な仕事としましては、業務としましては、移住希望者への情報提供や個別相談、いわゆる集落の案内や就労の支援とか、地域に密着した移住支援を行なえればと考えておりますし、一方、今集落が非常に高齢化により限界集落などと呼ばれておりますが、いろんなところで高齢化による弊害が出ております。中でも空き家の対策というのは急務でございますが、空き家情報の収集や空き家情報バンクの運営なども移集支援員にあわせて行っていただきたいと、今考えております。なかなか行政だけでは収集できない情報を、地域を歩きながら空き家の情報を聞きながら、できれば空き家の解消に向けても取り組んでいきたいと思っております。

くどいようですが、移住支援をしながら集落の見回りもするという、ちょっと今までの相談員とは、ちょっと一歩、ひとつ違った業務を担っていただこうかと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 御質問にお答えいたします。

特に柿木と七日市の共同調理場の光熱費の違いということでございますけれども、人数的にはそれほど違っておりません。今回、要求をさせていただいたのは、実績に基づくものということで挙げておりますが、七日市共同調理場のほうでは、主にガス代でありまして、あそこはガスを使ってということで97万2,000円ということですが、柿木共同調理場については、ガス代とか一部電気を使う調理器具もあつたりするということで高くなっているというふうに思われます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 移集員のことですけれども、私は目的は従来入ってきた方たちとは目的が違うとか、事情が違うということでしょうか、入って来てる人に対しては、Iター

ン等についてはもうタッチはしないということでしょうが、いわゆるこの5年間で5倍のそういう希望者がふえてきたということは、非常に、安易にすごくいいことだとは思いますが、要は、入って来られる人がこの町へ求める目的というのがはっきりして来られるんだと思いますけど、いわゆるこっちが受け入れる側もきちっとした目的をつくらにゃいけん、持たにゃいけんと思うんですよね。その辺のところは、どうした、将来的にまちづくりをつくるんだという目的は何なのかっていうことを明確にする必要があると思うんですよ。どんどん来るからいいっていうことじゃなくて、何をしに、そしてこの町へ来て、何を生活できるかとか、その辺でですね、ただ田舎空気きれいだから、（ ）がいいからっていうような安閑としたような気持ちっていうことじゃなくて、ここへ定住するきちっとした目的、そのものを持って、受けるほうもきちっとしとかにゃいけんような気がするんですが、その辺はどうなんでしょう。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） まず、現在、把握しております数字的なデータでお答えいたします。

先ほど、平成27年度141件相談があって、来町が41件ということでございました。このうち、移住体験お試し住宅を利用された方が17人いらっしゃいます。7世帯17人と把握しております。お試し住宅を除く方で移住された方が15世帯23人ということで、現状把握しております。現在のところ全ての方がまだ移住を継続しておりますが、例えば、23年度になりますと、12世帯のうち4世帯はすでに出られたとか、25年度は8世帯移住されたうち、もう2世帯は出られたという、こういう実態はございます。

吉賀町に来られる方は、傾向としては、先ほど議員が言われました自然環境とかいろいろな農業とか、そういうことを目指していますが、魅力を感じて来ていただける方が大勢いらっしゃいますが、全てがそういう方とは限りませんで、やはり家庭環境のこととか、子育て環境のこととか、いろんなことで来られております。

私どもは、来られる方を基本的には拒むことはございませんで、やはり吉賀町に住んでいただければ、少しでも人がふえていただければと思っております。

その中で、やはり出られた方のことをいろいろ考えますと、やはり移住後のフォローといいいますか、やっぱり相談だけでも少しは、少しといいますか、ちょっと足りなかったかなという反省の面もありますので、そういう意味では、この移集支援員の力を借りまして、移住後様子を見るとか、地域の方との紹介とか連携とかをしていくということ、地域に溶け込むことを最終的には目的としたいと思っております。その支援ができればということで、今年度2名で対応したいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今年度のこの一般会計予算は、やはり中心は総合戦略の中の人口対策が中心になるべきだと思っております。

その中で、ここに食育の後期の計画が載っておりますけど、これは食育というのは、ここにサクラマス・プロジェクト、教育委員会のも出てますし、産業課の有機農業推進計画も出てくるわけですけど、その中で食育ネットワーク会議をつくるという計画がなされております。これは、人口対策として非常に、この食育というのは当町にとっては重要な施策に、多分、定住対策に結びつく重要なテーマだと思っております。そこで、いろいろなことがなされていると思うんですけど、まず、64ページの食育推進事業費が保健衛生費で載ってますけど、もう少し、ほんとにここをきちっとして。まちづくりの中の一つとしてこの食育を柱に据えるという気概で、もう少しボリュームのある予算を組んでもよかったのではないかと思っておりますので、その辺のところのお考えをお聞きしたいと思います。

それと、この食育ネットワーク会議の中で、8名の審議委員の方で組織すると書いてありますけど、その中に町内の、これ非常にいいことと思うんですけど、保健福祉課、教育委員会、産業課、企画課、横の連携をとりながらサポートしていくという考えなんでしょうけど、これはぜひいろいろなその計画の中でこういうのを、この食育に限らず取り入れていくべきだと思います。そこで、食育というのは、いいものを食べさすだけではなくて、命の大切さだとかいろいろなことを学ばず、それが最終的には郷土愛につながってサクラマスにつながっていくわけだと思いますけど、そういう意味で、各学校ではいろいろな農業体験なんかもされとると思いますけど、ぜひ各学校に学校農園くらいは設置して、この食育を子供のころからやっていくということをやすべきだと考えますが、これは教育委員会のほうにお伺いをしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 御質問にお答えします。

前段の食育推進事業と予算との状況でございますけれども、考え方もあるんだろうと思いますけど、従来は食生活改善推進協議会の皆様方に全面的にお力を借りながら、補助金を出すことによって、そこが原動力となって推進していこうという、そういうきりもみのような格好で進めてきました。食育計画をまずつくる過程の中で、やはりそれだけでは不足しているのではないだろうかということで、横軸連携をきちんとすべきであろうということで、JAさんであるとか、食会の皆様、それからさまざまなそういう職に携わります農業公社、「エポックかきのきむら」、そういった方々にお入りをいただいて部会をつくりながら、この間進めてきましたので、ある意味、私どもの予算そのものはいろんな小さな予算なんですけども、食育そのものは一人一人が取り組むものであると、広く押しなべて申し上げれば健康づくりの一環ということもございまして、誘い水として予算をきちっとつけて大事に動かしてく、全体を動かしてくということは大

事ですけれども、やはり基本には、住民一人一人、組織一人一人が取り組むという、そういうふうな普遍的な活動だろうというふうに思っています。

ことしもそういった予算編成にしておりますので、まず後期計画が進んで、これではもう少し足りないということになれば、それは毎年ローリングの会議をもってしますので、その中で意見を聴取しながら、また次年度以降施策について検討はしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 宮本議員の御質問にお答えいたします。

食育を進めるということで、各学校に学校農園の設置等働きかける必要があるのではないかという御意見、御質問だったというふうに思います。

農業体験を学校ですということは、非常に重要なことだろうというふうに思っています。実際に今、柿木小学校では、大井谷の棚田の棚田オーナーになって、ずっと、6年生ですか、実習田でやっておるといのが、ずっと歴史的に続いてきております。

それから、それぞれの学校、小学校・中学校で、実習田というか、どうしても農家の方の御協力を得て、その田んぼとかで米づくりを体験させていただくというようなところは、それぞれの学校、全てではないと思いますが、やっておるといふうなことがあります。なかなか教員が、児童数の減少によって教員も減ってくという中で、そういう授業以外のところでの体験活動といった部分も取り組みにくいという現状がございますけれども、こちらで一律的にやりなさいという形にはなかなかならないかとは思いますが、現状、それぞれの学校でも、米づくりであったり野菜づくりであったりというのはやっておるといふうに認識をしております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 98ページなんですけど、サクラマス・プロジェクト事業費ということで、直接この内容でなくて、これ町長に質問したいんですけども、先般の予算で、吉賀町のサクラマス交流センターというのが提案がありましたが、来年の4月から供用するということで、あそこのセンターをつくるということで、大変いい計画だと思うんですけども、その中で土地の図面を見ましても、隣に古い公民館があります。そして、それくっつけて後ろ側2メートルぐらいいあくってという説明だったんですけども、いわゆる七日市の公民館というのは、将来的には林業センターへ移すということになってますね。だったら、この際思い切って公民館を解体して、2メートルのところを後ろへ下げて、前を広く駐車場をとるといふことにすれば、例えば中学校へ入るとめる人も使えますし、隣にデイサービスがあるんですけども、今朝ほどの説明でも、介護保険の関係で今後については、デイサービスの要支援1、2の利用は、非常に人数が少ないから、今度統合したような格好で事業を、ああそこを縮小するという話もありましたように、あそ

こへとめる方も林業センターのほうへ車とめておられるわけなんですよ。そうすると、年寄り
をそのほうへ連れてって乗せるわけではないんですが、やっぱり県道を横断するようになって
るんですね。そうすると、いろんな面で不都合が起きるから、あわせて前の駐車場も幾分か使え
るようにできれば、将来的にはそのほうが利便性がいいような気がするんです。今年度、設計予
算も出ましたから、本体設計のほうも（ ）出ると思いますので、その辺を町長いかがお考え
でしょうか。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 議員が言われることは、もう既に考えてきたわけなんですけれど、あ
あして公民館、ほいじゃあくつつけてとか、また、いろいろ今の事業で公民館のほう林業センター
へというようなことも考えたわけなんですけれど、林業センターのほう今の、何て言いますか、先ほ
ど配食サービスに厨房といいますか、山菜加工——山菜加工何て言いましたっていうような形の、
早く言えば厨房みたいなものを、いわゆる社協が配食サービスに使っておられるわけですよ。そ
うすると、それをどこ持ってくかちゅうことになると、また、やはりすぐ公民館がそこへ移るわ
けにもいかないし、いろんな制約がある中で、つくるとすれば今んとこしかないだろうというこ
とになったわけでございますので、いろいろ御意見はあるかと思えますけど、私どもいろいろ、
急なことではありますけれど、考えたあげくが今のようなことでございますので、いろんな制約
があるということで、それはなかなか難しかったということ……。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 86ページの005、地域間交流拠点施設管理費が上がっており
ますが、直営ですという中で、町民の方から、目的に沿ったものに限ると思えますけど、展示
等の要望があれば、それに対応して相談にのって行い得るかどうか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 三浦柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） お答えします。

施設の目的に沿ってということではありますが、交流とか産業の振興、定住について目的として
おりますが、展示につきましても、交流とか、目的が合致すると思えますので、利用をいただき
たいと考えています。

また、使用料につきましても、全員協議会のときにも高いのではということがありましたので、
この辺を考慮しながら貸し出しをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 地産地消の事業で、74ページですね、030地産地消で事業委
託料5,814の部分、これの内容と現状を伺いますと。

それともう一つは、83の003商工費、3番目ですが、商工会補助金、細かいですよ、これの内容と使途を伺います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

初めに、地産地消の推進事業のことですが、この地産地消の推進事業につきましては、従来から農業公社のほうにお願いいたしまして、地産地消事業ということで進めておるわけでございます。それで、平成27年度、これ2月時点での状況でございますが、食材を提供しておる先が7事業ございます。一つは、平成25年から始めた社会福祉協議会、それと六日市保育所。それから、平成26年度に入りまして、双葉保育所と七光保育所、それから学校給食センター、それからよしかの里、それからキヌヤ七日市店というところでございます。平成27年度も同じ7事業所で展開しておりますが、ちょっと個人的に、個人商店と取引をしているところもありますが、そこにつきましてはちょっと売上高等はわかりませんが、平成27年2月現在では340万円程度、額にそんなに多くはないですが、年々取扱量は多くなっておるところでございます。

それから、委託の内容でございますが、地産地消事業ということで、コーディネーターを1名配置しております。その人件費が主なものでございます。

それから、商工会の補助金でございますが、この内訳は、小規模事業経営支援分というの1つございまして、これは従来からの、大きく言えば商工会の運営費の補助金でございます。これが726万4,000円ぐらいです。

それから、販路開拓事業と言いまして、商工会さんのほうが、いわゆる町の特産物、こちらの振興を図るということで、バイヤーさん等呼んで来られまして、講演会等やられますが、その経費が36万円。

以上を計上しておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 地産地消については、配食的なものがあるのかなと思いますが、どの事業でもそうですけど、特にコーディネーター、コンサルタント1名ずつつかれてるみたいですが、このコーディネーターについては何年前から委託されてるのかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

このコーディネーターにつきましては、今おられるコーディネーターについては26年からだと思います。今2年やっていただいております。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 26年からということですね。いうことは将来的に考えると、ちょ

っと余談になりますけど、コーディネーター、コンサルタントついてないと、吉賀町としたらこういう事業はできないという判断もできると思うんですが、将来的に地元の方々が、コーディネーターの方々のいろいろ教えを受けて自立していくことと思います。と思いますが、そういうことを目標に、今、コーディネーターが入ってるということによろしいんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） このコーディネーターですが、業務内容としましては、農家から農産物を集荷いたしまして、また持ってきていただいたものを農業公社のほうで仕分けをして、その販売先、いわゆる学校給食センターとかそちらのほうに持っていくという作業をやっておるといってございませぬ。

今現状で、農業公社のほうでこの事業につく職員の余裕がございませぬので、地産地消を進める上では、やはり町として、こういう地産地消を進める職員というのを配置するというのは、今の時点では仕方がない、また置くべきだろうというふうに産業課のほうでは思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 何となくわかったようなことですが、ちょっと戻りまして、商工会補助金で運営費に充てるということでしたが、760万円の運営費ということは、通常で考えると非常に少ないような、少額みたいな気もするんですけど、まあその他いろいろ商工会もあると思いますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

少ないか多いかというのはなかなか難しいところでございませぬ。各島根県内の自治体で比べましても、多いところは多い、少ないところは少ないんですが、各商工会の取り組みの内容に、またはその、店舗数そういうものによってかなり違ってまいりますので、多いか少ないかというのはちょっとわかりませぬが、この補助金につきましては、商工会の事務局とも十分な、念入りな見積もり等行いまして出しておりますので、適正な額だというふうには判断をしておるところでございませぬ。

○議長（安永 友行君） ありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 40ページですが、総務管理費のほうで、定住支援のことで、予算のほうで空き家対策のことでたくさんついております、上から7つ目の定住支援業務委託料、これが空き家の25万円ですか、それから下のほうに空き家活用集落担い手、これも500万円、これは何か説明のとき、6件分といわれるお話聞きました。それから、空き家の家財処分というのが、これの5件で50万円でしたか、それと移住希望者の来町ということで、かなり定住対策で住宅のことに予算があるんですが、空き家で、私もあっちこっち歩くと、よう皆さんから空き

家はないかというような話を随分聞きます。そうした中で、空き家はあってもなかなかその、自分で修理して入れるということになると、今修理すると、一番多い分で30代以下ですか、あれ150万円ぐらいで、それからほかにもあって、15万円とかというような金額が出る分があると思われまじけれども、その辺がちょっと金額が、空き家ってということになると新しいような家はありませんので、かなり修理費というのがかかるんですが、その修理費を、もう少し増額して補助金をふやすというような仕組みはできないものか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 制度についてお答えいたします。

現在、今議員の御指摘どおりさまざまな空き家の対策の事業行っております。これに関しましては、いろんな制度要綱で条件をつけておりまして、例えば、子育て世帯の場合とか、U・Iターンの場合とか、夫婦世帯の場合、単身の場合と、いろいろ補助金を考えております。もちろん世帯人員が多いほど増額になるような制度はになっておりますが、一方、U・Iターンで町外から来られる方が改修する場合がありますし、まだそこが決まらずに持ち主さんが改修する場合もございます。ちょっといろんなパターンがありますので、なかなかちょっと今ここで全てのことについて網羅して説明がしにくいところなんですけど、最大の場合で事業費200万円に対して150万円の補助を出しております。いろいろ空き家のこれまで状況見ながら、改修等々いろいろ個々検討していたところですが、やはり200万円以上かかる空き家の改修となりますと、もう根本的な問題になりまして、構造的な問題、壁の問題、屋根の問題、いろいろ出てきまして、数百万円単位でかかるというのが実態でございます。

やはり、今の当面は空き家対策としまして、使える空き家、すぐ住める、ちょっと改造すれば住める空き家を今対象としてますので、そこまで大幅な金額をかけてまで空き家改修するのは、なかなかちょっと今の状況では困難だと判断しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の空き家対策で、私はこの家でいいから入りますよというのが、今の最高の150万円、その人が役場のほうと話をして補助金が出るというシステムと思うんですが、持ち主が修理する場合、金額が15万円とか、20万円というような金額と思うんですが、かってくれるかどうかわからんものを先に、事前投資ですので、その辺をかなりええ具合にしとかんとかつてもくれんし、そうかといって個人が出して、50万円のところ町から15万円もらって、あと35万円は自分で投資しても、借りてくれない場合もあるわけですよ。だから、その辺をもう少し上げてもらうことにはならないかということなんです。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

今、議員のほうから15万円というお話が出ました、私ども15万円という補助金は設定をしておりませんで、本人がなおされても100万円のうち50万円は出る制度としておりますので、個人がなおされる場合はこれで十分じゃないかなと思っております。入られる方が決まっておればそれ以上出しても投資となりますが、決まらないうちに先行投資というのも、なかなか大金を出すのは難しいかなということで、できる限りのこととして100万円の事業費のうち50万円を補助しようという制度と、今、しておりますので、現状、ここ今変えてく予定はございません。以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 濟いません、補足させてください。

住宅改修におきましては、県産材料にした場合に、先ほど言われました15万円を補助する制度とかバリアフリーの場合、ちょっとここは金額はつきりしませんが、30万円か50万円かの制度いろいろあるかと思っておりますので、今私が説明しておりますのは、空き家情報バンクを利用して新しく人が入られるときの制度でございますので、誤解のないようによろしく願いいたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） これは、ほんと単純な質問なんですが、定例会資料の92ページです。財政管理費が上がってますけど、具体的に委託先が決まっていたら教えていただきたいと思えます。

それと、96ページの地域力総合アドバイザー活用事業ですけど、確かこれ2年目に入るのではないかと思えますけど、どのような実績が上がっておるのかというのをお知らせください。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

まず、財政のほうですけども、こちらについては、まだ特にこの業者というのは決まりはないんですけども、ただ想定されるのは、今、固定資産台帳とかもやっておりますので、それとの関連が出てくるとそちらとの整合性っていいですか、その辺でつながってくる可能性ありますが、ちょっとまだそこまで、具体的などこまでは想定しておりません。

それから、アドバイザーの関係ですけども、去年は、例えば協力隊の募集とかも全部このアドバイザーの方にやっていただきましたし、あるいは今の特産品の開発とか、そういったところでいろいろと助言をいただいております。ことしについても、そういったところは引き続きお願い

することになろうかと思っております。

今、私も把握してるのはそういったところでございます。

○議長（安永 友行君） ここで、休憩します。10分間休憩します。

午後1時59分休憩

.....

午後2時09分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般会計予算への質疑を続行します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、質疑をこれで終了します。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第32、議案第44号平成28年度吉賀町一般会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第33. 発議第1号

○議長（安永 友行君） 日程第33、発議第1号消費税10%への増税中止を求める意見書（案）を議題とします。

本案についての質疑は保留してありますので、これを許します。

提出者に対し質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ちょっとお聞きします。

これはまあ、8%から10%にということですが、2%で5兆円というのは、これは正確な数字ですか。

○議長（安永 友行君） 提出者、8番の藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 正確な数字という点では、この条件もありますので、報道等によれば4兆3,000億円とかいうような報道もございしますが、おおむね5兆円というのは、国会

での答弁の中でもあったりしますので、妥当であるというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） どの報道を見られたかわかりませんが、3%で5兆円ではないんですか。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 3%で5兆円かということでお聞きですけども、今、すぐにちょっと答えられはいたしません、先ほどの私の記憶の中で、意見書の案をつくったときの数字でしか記憶はありませんので、ほかに答えられる部分はありません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第33、発議第1号消費税10%への増税中止を求める意見書（案）を採決します。この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） （「5です、5、5」と呼ぶ者あり）よくわからんから、ちょっともう一遍、手をはっきり挙げてください。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 5対5の可否同数ですので、したがって、議長採決といたします。

地方自治法第116条第1項の規定によって、私のほうでの採決権を行使させていただきます。

日程33、発議第1号消費税10%への増税中止を求める意見書（案）については、否決いたします。

したがって、本案は否決とされました。

日程第34. 発議第2号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第34、発議第2号子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）を議題とします。

本案については、総務委員会への付託をいたしましたので、総務常任委員会の報告を求めます。

2番、大多和総務常任委員長。

○総務常任委員長（大多和安一君） 総務常任委員長の大多和です。総務常任委員会で審議された結果は、お手元にお届けしていると思いますが、この文章を読み上げて報告いたします。

平成28年3月23日、吉賀町議会議長安永友行様。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、事件の番号、発議第2号。件名、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）。2、審査年月日、平成28年3月11日。3、審査結果、可決です。

以上です。

○議長（安永 友行君） 委員長の報告は終わりました。これより委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい、ありませんか。はい。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第34、発議第2号子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）を採決します。

この採決は挙手によって行います。

この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第35. 陳情第2号

○議長（安永 友行君） 日程第35、陳情第2号TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情を議題とします。

本案は、経済常任委員会の付託となっておりますので、経済常任委員会の報告を求めます。

5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） 経済常任委員会より報告いたします。

平成28年3月23日、吉賀町議会議長安永友行様。経済常任委員会委員長中田元。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。1、受理番号、第202号陳情第2号。件名、TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情。2、審査年月日、平成28年3月11日。3、審査結果、採択と決した。なお、委員会のほうで可否同数となりましたが、委員長採決で採択としました。

以上、報告を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これより、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ありますか。はい。質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより、討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第35、陳情第2号TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情を採決します。

この採決は、挙手によって行います。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、日程第35、陳情第2号TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情は、採択とすることに決定をしました。

日程第36. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） それでは、日程第36、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長及び経済常任委員長から会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。

申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

追加日程第1. 発委第1号

○議長（安永 友行君） お諮りをします。

発委1件が提出されていますので、これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、発委1件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定をしました。

文章を配付しますので、しばらくお待ちください。

それでは、追加日程第1、発委第1号TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書（案）を議題とします。

提出者の説明を求めます。5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） 発委第1号。平成28年3月23日、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会経済常任委員会委員長中田元。

TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書（案）について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により、提出いたします。

TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書（案）。

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は、2月4日に調印を終え、各国での批准作業にうつりました。政府は交渉過程での秘密主義に続き、大筋合意後も、その全容を示さないままTPP対策費を含む補正予算を通し、約2,900ページとされる協定及び付属書の公表も2月2日となるなど、きちんと精査する時間も与えないで国会に批准を求めようとしています。国や地域、さらには国民生活にかかわる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続はふさわしくありません。

一方、TPP協定は、少なくともGDPで85%以上、6カ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。

今、行われている米国大統領選挙の候補者のうち、TPP大筋合意支持は少数派であり、米国の批准は、早くても11月の大統領議員選挙後と見られています。米国の状況とは無関係に、本国会中に成立を目指すのは、あまりにも拙速すぎます。

協定の内容も問題です。米、麦での輸入枠の拡大、牛、豚肉での関税引き下げなど、重要農産品5品目全てで大幅な譲歩を行い、加えて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃を合意しています。

さらに、政府が守ったとしている重要5品目の例外も、7年後に米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務づけられているなど、今、示されている合意は通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃が迫られるおそれがあります。これでは、地域農業は立ち行きません。

よって、このような問題が多い国会決議に違反するTPP協定の批准は、行わないことを求めます。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年、月日。島根県吉賀町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 以上で提出者の説明は終わりました。

委員長に対しての質疑をこれより行います。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 単純な質問ですが、この中に2月4日と2月2日という日付が出てますけど、この2月2日というのは正しい日付ですか。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） この意見書につきまして、陳情団体のほうから陳情趣旨というのが来ておりまして、私、委員長として、その日付まで確認しておりませんが、このとおりだと考えます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

追加日程第1、発委第1号TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書（案）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

○議長（安永 友行君） 以上で、全日程は終了しましたが、ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可します。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 皆さん、3月の定例議会、大変長い間、大変御苦勞でございました。

御提案申し上げました議案につきましては、全て御可決をいただきました。大変ありがとうございます。28年度に向かって、好スタートが切れるというように思っております。皆様方の意見を反映させるように頑張っていこうというように思っておりますので、御協力よろしくお願ひしたいというように思っております。

それと、長年勤めていただきました管理職2名が、定年と自己都合で今月末で退職されます。自席での御挨拶を皆様方にさしていただきたいというように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、御挨拶いただきます。自席で、坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） それでは、貴重なお時間をいただきまして、私の退職の御挨拶を一言申し上げたいと思います。

私は、昭和54年に入職をしまして、34年間、行政に携わってまいりました。その間、さまざまな経験等をさせていただいております。

管理職になりましてからは、議員の皆様には御迷惑と御心配をおかけすることも多々ありました。しかしながら、皆さんの御理解と御協力で本日を迎えることができたというふうに感謝を申し上げます。

今後は、住民の立場から吉賀町のまちづくりにかかわっていこうというふうに考えております。本日までお世話になり、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（安永 友行君） それでは、室長、そこで。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） このたび、定年までに年数を残しておりますが、このたび退職いたします。

議会の皆様、この場においては、2年間、この間、大変お世話になりました。（拍手）

○議長（安永 友行君） ただいま御挨拶いただきましたが、坂田教育次長、三浦柿木振興室長におかれましては、旧六日市町時代から、長年にわたり町行政に携わっていただきました。

また、管理職になられてからは、合併新町でもあり、御苦勞も多かったと思いますが、大変お疲れさまでした。

今後、行政から離れましても、地域活動などいろんな側面から、吉賀町発展のため、御尽力い

ただければと思いますし、またお願いをし、長年の御労苦に対しての謝意といたします。ありがとうございました。御苦勞でございます。（拍手）

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

これで会議を閉じます。平成28年第1回吉賀町議会定例会を閉会します。

御苦勞でございました。

午後2時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員